

# 三重県総合評価方式の運用ガイドライン(令和8年度版)の改正概要について

令和8年5月19日

## 1 主な改正内容

### (1) 建設工事における評価基準

- ①「災害協定の評価」において「災害対応実動訓練及び情報伝達訓練の参加実績」を追加します。
- ②「災害協定の評価(水産基盤整備事業)」では同項目について「連携訓練及び災害対応実動訓練の参加実績」を追加します。

### (2) 測量・設計における評価基準及び配分の見直し

- ①「社会貢献度」について、「次世代育成支援活動実績」を削除し配点を見直しました。
- ②「技術者要件」について、技術者の手持ち件数及び手持ち件数に含まない業務を見直しました。
  - ア 管理技術者の手持ち業務件数(難度)の評価
    - ・手持ち業務件数の評価を4段階から5段階へ変更し配点を見直しました。
    - ・手持ち業務件数の対象外業務に、三重県との災害業務協定に基づく対応業務を追加しました。
    - ・担当技術①と②の担当技術者の手持ち業務件数について削除しました。
  - イ 管理技術者の手持ち業務件数(高度・標準)の評価
    - ・手持ち業務件数の対象外業務に、災害業務協定に基づく対応業務を追加しました。
  - ウ 管理技術者の手持ち業務件数(測量)の評価
    - ・手持ち業務件数の対象外業務に、災害業務協定に基づく対応業務を追加しました。

## 2 適用日

令和8年6月1日以降の公告及び指名通知にかかる案件から適用します。

※評価項目の評価方法や確認方法の詳細は、三重県HP「建設業のための広場」  
に掲載のお知らせでご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>



### 【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696